

(福岡県土整備事務所)

7 福整第 3 号-7 6 6

令和 7 年 12 月 1 日

(株) エスケイ

坂本 尚紀 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



一般 建設業の許可について（通知）

令和 7 年 1 1 月 4 日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号	福岡県知事 許可（般一 7）第 100512 号
許可の有効期間	令和 7 年 12 月 13 日から 令和 12 年 12 月 12 日まで
建設業の種類	

土木工事業
石工事業
舗装工事業
内装仕上工事業
解体工事業

とび・土工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
水道施設工事業

注） 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限； 令和 12 年 11 月 12 日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）